

# 食品安全委員会第976回会合議事録

1. 日時 令和7年3月18日（火） 14：00～14：44

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目

(消費者庁からの説明)

イソフェタミド

オキサゾスルフィル

ポリオキシシン複合体

メプロニル

・農薬及び動物用医薬品 2品目

(消費者庁からの説明)

オキシリニック酸

ブロフラニリド

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・プリオン「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に係る食品健康影響評価について

・プリオン「普通肥料の公定規格等の一部変更」に係る食品健康影響評価について

・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）「安息香酸」に係る食品健康影響評価について

・飼料添加物「安息香酸を有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

(3) 令和7年度食品安全モニターの依頼について（報告）

(4) その他

#### 4. 出席者

(委員)

山本委員長、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 林残留農薬等基準審査室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、  
古田評価第二課長、浜谷情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、  
今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

#### 5. 配付資料

- 資料1-1 食品健康影響評価について<イソフェタミド>
- 資料1-2 食品健康影響評価について<オキサゾスルフィル>
- 資料1-3 食品健康影響評価について<ポリオキシシン複合体>
- 資料1-4 食品健康影響評価について<メプロニル>
- 資料1-5 食品健康影響評価について<オキシリニック酸>
- 資料1-6 食品健康影響評価について<ブロフラニリド>
- 資料1-7 「イソフェタミド」「オキサゾスルフィル」「ポリオキシシン複合体」  
「メプロニル」「オキシリニック酸」「ブロフラニリド」の食品安全  
基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
- 資料2-1 プリオンに係る食品健康影響評価の審議結果について<ベルギーか  
ら輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓>
- 資料2-2 プリオンに係る食品健康影響評価の審議結果について<普通肥料の  
公定規格等の一部変更について>
- 資料2-3 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれの  
ないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象  
外物質）に係る食品健康影響評価の審議結果について<安息香酸>
- 資料2-4 飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<安息香酸  
を有効成分とする飼料添加物>
- 資料3 令和7年度食品安全モニターの依頼について（報告）

#### 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第976回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、消費者庁の林残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごございます「食品安全委員会（第976回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は12点ございます。

資料1-1から1-4までが農薬「イソフェタミド」「オキサゾスルフィル」「ポリオキシン複合体」「メプロニル」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-5及び1-6が農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」「ブロフラニド」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-7がこれらに係る消費者庁からの説明資料です。「イソフェタミド」「オキサゾスルフィル」「ポリオキシン複合体」「メプロニル」「オキシリニック酸」「ブロフラニド」の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について。資料2-1が「プリオンに係る食品健康影響評価の審議結果について<ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓>」、資料2-2が「プリオンに係る食品健康影響評価の審議結果について<普通肥料の公定規格等の一部変更について>」、資料2-3が「食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価の審議結果について<安息香酸>」、資料2-4が「飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<安息香酸を有効成分とする飼料添加物>」、資料3が「令和7年度食品安全モニターの依頼について」、以上でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-6までにありますとおり、内閣総理大臣から3月12日付で農薬4品目、農薬及び動物用医薬品2品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、消費者庁の林残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○林残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の林と申します。

それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料1-7を御用意ください。まず、別添1と書かれましたページを御覧ください。

1剤目は、農薬「イソフェタミド」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤でございます。

日本においては、キャベツ、ぶどうなどに農薬登録されており、今回、ピーマン、にがりなどへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はリーフレタス、プルーンなどに設定されております。諸外国では、米国でレタス、もも、欧州でりんご、ももなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで4回評価をいただいております。次のページでございますが、ADIは0.053 mg/kg 体重/日、ARFDは3 mg/kg 体重と設定されております。また、暴露評価を行っております。ADI及びARFDを超えないことを確認しております。

続きまして、2剤目は農薬「オキサゾスルフィル」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく新規登録申請などによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本においては、農薬として稲に農薬登録されており、今回、ばれいしょ、さといもなどへ新規登録申請などがなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準は設定

されておりません。諸外国では、米国、カナダ、欧州、豪州、ニュージーランドにおいて基準値は設定されておりません。

食品安全委員会では、これまで1回評価いただいております、ADIは0.05 mg/kg 体重/日、ARfDは0.25 mg/kg 体重と設定されております。

続きまして、3剤目は農薬「ポリオキシシン複合体」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回、新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤、殺虫剤、抗生物質です。

日本においては、農薬としてりんご、なしなどに農薬登録されており、今回、しそへの適用拡大申請がなされております。国際機関、海外の状況ですが、JMPRでは毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国では、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージーランドにおいて基準値は設定されておりません。

食品安全委員会では、これまで1回評価をいただいております、ADIは2.5 mg/kg 体重/日と設定され、ARfDは設定の必要なしとされております。

次のページに参りまして、暴露評価を行っております、ADIを超えないことを確認しております。

続きまして、4剤目は農薬「メプロニル」でございます。本件は、農林水産省から追加資料の提出に伴う基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本においては、稲、てんさいなどに農薬登録されており、今回、畜産物の追加資料の提出がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国におきましては、欧州でりんご、ももなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで1回評価をいただいております、ADIは0.05 mg/kg 体重/日と設定されております。

続きまして、5剤目は農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤、合成抗菌剤です。

日本においては、農薬として、稲、たまねぎなどに農薬登録されており、今回、さといも、ブロッコリーなどへの適用拡大申請がなされております。また、動物用医薬品として牛、豚などを対象に承認されております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPR、JECFAにおいて毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国においては、欧州で全ての食用動物に基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで4回評価をいただいております、ADIは0.021 mg/kg 体重/日、ARfDは0.06 mg/kg 体重と設定されております。

続きまして、6剤目は農薬及び動物用医薬品「ブロフラニリド」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく新規登録申請及び適用拡大申請による残留基準設定の要請、並びにインポートトレランスによる残留基準設定の申請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見は含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺虫剤でございます。

日本においては農薬としてキャベツ、はくさいなどに農薬登録されており、今回、かんきつ、ねぎなどへの新規登録申請及びしゅんぎく、しょうがなどに適用拡大申請がなされております。また、動物用医薬品として、鶏舎を対象に承認されております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRで毒性評価がなされており、国際基準はキャベツ、卵などに設定されております。諸外国においては、米国で卵、乳、カナダでばれいしょ、しょうがなどに基準値が設定されております。

今回、ピーマンへのインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会では、これまで3回評価をいただいております、ADIは0.017 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしとされております。

また、暴露評価を行い、ADIを超えないことを確認しております。

最後になりますが、今回、改めて評価をお願いするものにつきまして、別添2としまして、前回の評価時点からの追加データの状況を列記しております。このうち「イソフェタミド」「ポリオキシン複合体」及び「ブロフラニリド」については、作物残留試験に加え、暴露評価結果として食品衛生基準審議会の部会の審議資料も提出しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ただ今御説明いただいた農薬「イソフェタミド」「オキサゾスルフィル」「ポリオキシン複合体」及び「メプロニル」並びに農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」及び「ブロフラニリド」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱い」についての適用を受けるものと認められます。これらの品目について

は、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されております。同委員会決定の1の(2)の規定により、先ほどの消費者庁からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうか検討を行います。

本日は担当の浅野委員が欠席のため、農薬専門調査会副担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 それでは、御説明申し上げます。

農薬「オキサゾスルフィル」については植物代謝試験等が、「メプロニル」については家畜代謝試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられます。農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」については、作物残留試験の結果のみが追加されており、当該試験により既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。農薬「イソフェタミド」及び「ポリオキシシン複合体」並びに農薬及び動物用医薬品「ブロフラニリド」については、作物残留試験の結果のみが追加されており、かつ本委員会の審議に先だって実施された食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において暴露評価を行った結果についても併せて御報告を受けております。評価要請に当たり、委員会が既に決定している許容一日摂取量及び急性参照用量に影響を与えない試験結果である作物残留試験だけが提出され、かつ暴露評価の結果も併せて報告されています。また、リスク管理機関により提出された資料の内容から、新たに安全性について懸念されるような知見は認められておらず、前回の評価結果から変更は不要と考えます。このため、同委員会決定の1の(2)②の規定に基づき、本件は、評価書を改訂することなく、評価の結果を通知するものと考えます。

以上、農薬「イソフェタミド」及び「ポリオキシシン複合体」並びに農薬及び動物用医薬品「ブロフラニリド」につきましては、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の委員からの説明によりますと、農薬「オキサゾスルフィル」及び「メプロニル」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」についてですが、肥料・飼料等専門調査会担当の私より、抗菌性物質である動物用医薬品の観点から追加の説明をさせていた

できます。

オキシリニック酸は、令和元年8月に施行された「微生物学的許容一日摂取量設定の一般的アプローチ」、以下「VICHガイドライン」と申します。それで決められた算定式に基づき、微生物学的ADIを変更する必要があります。ただし、既存の評価の結論としてのADIには毒性学的ADIを採用しており、微生物学的ADIを変更しても評価の結論としてのADIは変更されません。令和7年2月18日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

このため、先ほどの頭金委員の説明により追加された作物残留試験により既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないこと、かつVICHガイドラインに基づき微生物学的ADIを変更することは委員会決定の1(2)②に規定する当該科学的知見が既存評価結果に影響を及ぼす可能性があることと認められないときとみなすことから、農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」については、同委員会決定の1(2)②の規定に基づき、専門調査会による調査審議を経ることなく、本委員会において評価対象を評価し、評価書を改訂するものと考えます。

御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に、農薬「イソフェタミド」及び「ポリオキシシン複合体」並びに農薬及び動物用医薬品「プロフラニリド」については、評価書の改訂は行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち「イソフェタミド」の許容一日摂取量(ADI)を0.053 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を3 mg/kg 体重と設定する。「ポリオキシシン複合体」のADIを2.5 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。「プロフラニリド」のADIを0.017 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したという内容をリスク管理機関へ通知するという内容でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「オキサゾスルフィル」については農薬第三専門調査会において、農薬「メプロニル」については農薬第二専門調査会において審議することといたします。農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」については、専門調査会による調査審議を経ることなく本委員会において審議を行い、評価書を改定することにいたします。

林室長、どうもありがとうございました。

## (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、プリオン「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料2-1に基づきまして説明いたします。「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に係る評価書の右下のページでいきますと4ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本件については、プリオン専門調査会で取りまとめを行い、本年1月28日の第970回食品安全委員会での報告後、1月29日から2月27日までの間、国民からの意見・情報の募集をしたところでございます。

それでは、諮問内容とプリオン専門調査会としての評価結果を説明します。評価書の右下でいきますと10ページを御覧ください。諮問内容でございますが、ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に関しまして、(1)牛肉及び牛の内臓については、①月齢制限について、現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合のリスク及び②SRMの範囲について、現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く）」に変更した場合のリスク、(2)めん羊及び山羊の肉及び内臓については、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」とした場合のリスクの評価となっております。

続いて、右下37ページの食品健康影響評価を御覧ください。具体的には38ページの(4)評価結果でございます。諮問事項に関し、ベルギーから輸入される牛肉及び牛の内臓につきまして、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できる。また、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果が示されております。

続いて、39ページの評価結果を御覧ください。諮問事項に関し、ベルギーから輸入されるめん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件につきまして、現行の「輸入禁止」から「SRMの

範囲を12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果が示されております。

続いて、資料の最後のページにあります参考を御覧ください。冒頭に申し上げましたとおり、意見・情報の募集を行いました。期間中に意見・情報はございませんでした。

本評価書について、よろしければ、本日付で厚生労働省に通知したいと考えております。説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちベルギーから輸入される牛の肉及び内臓の輸入条件について、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。また、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。ベルギーから輸入されるめん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件について、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、プリオン「普通肥料の公定規格等の一部変更」についてです。

今般、本件について専門調査会における審議結果が提出されております。

それでは、担当の私から説明をいたします。

資料2-2を御覧ください。こちらは食品安全委員会委員長宛でのプリオン専門調査会座長からの審議結果の通知でございます。農林水産省から諮問がございまして、牛等由来の原料を使用して生産された肥料、以下「牛等由来肥料」といいますが、それに関し、肥料生産業者が実施する原料加工措置または摂取防止材といった従来の管理措置を不要とすることについて、昨年12月26日に開催された第133回プリオン専門調査会で農林水産省からリスク管理措置の詳細等の説明を受けた後に審議が行われております。

第133回プリオン専門調査会では、摂取防止措置や原料加工措置といった管理措置を不要にした場合に、飼料として誤用・流用はないのか、また、新たに実施を予定している牧草地等の確認はどのように行うのかといった質問がございました。誤用・流用等を含む反

すう動物による当該肥料の摂取については、これまでのリスク管理機関の立入検査等の結果から、現状では飼料及び肥料の適正利用が確認されており、これらが遵守されることが前提となること。引き続きこれまでのリスク管理措置を着実に実施していくことが非常に重要という議論がありました。

また、管理機関からは、新たに導入する対策として、誤用・流用がないよう関係者へ周知徹底を図るとともに、使用状況について直接確認を行うことで、施肥の実態を把握していくことが可能との説明があり、その遵守状況については、随時食品安全委員会へ報告を行ってほしいと座長からリスク管理機関へお伝えいたしました。

審議の結果、牛等由来肥料に係る普通肥料の公定規格等の一部変更に関し、肥料生産業者が実施する原料加工措置または摂取防止材といった従来の管理措置を不要としたとしても、牛等の特定部位等の肥料への混入防止及び牛等由来肥料の牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取防止の確実な実施を前提とする限りにおいては、当該肥料が人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられると結論づけられました。

その理由としまして、次の2点が挙げられております。1つ目は、平成25年及び令和元年の食品健康影響評価の回答に記載のとおりであり、これを覆す新たな知見はないこと。つまり、牛等由来肥料の原料となる牛等の部位については、特定危険部位等を除いた部位であり、人が摂取しても健康影響が無視できると評価した部位であること。また、牛等由来肥料を施肥された植物体を人が摂取することについては、そのリスクは牛等由来の肉及び内臓の摂取に由来するリスクと変わらないと考えられるということです。2つ目は、農林水産省が現在実施している飼料規制等の措置がこれまでと同様に遵守されることが及び今後導入を予定している畜産農家等に対する対策が適切に運用されるといったことを前提とする限りにおいて、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考えにくいということです。

以上の理由により結論が得られたと考えられております。

説明は以上ですが、ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち牛等の特定部位等の肥料への混入防止及び牛等由来肥料の牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取防止の確実な実施を前提とする限りにおいては、当該肥料が人の健康に及ぼす影響が変わるものではないということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

さらに、ただ今の結論を基に考えますと、本件につきましては、食品安全基本法第11条

第1項第2号の「人の健康に及ぼす影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質(対象外物質)「安息香酸」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料2-3に基づきまして、既存の評価書から追記、修正した箇所を中心に説明いたします。

右下のページでいきますと6ページ、審議の経緯の第2版関係の部分を御覧ください。安息香酸を有効成分とする飼料添加物の対象動物拡大に係る評価要請に伴い、第202回及び第206回肥料・飼料等専門調査会において審議を行い、評価書の第2版として取りまとめたため、本日御報告いたします。

27ページの7. 生殖発生毒性試験、(2) 拡張一世代生殖毒性試験を御覧ください。全ての世代において投与に起因する毒性は見られず、本試験のNOAELは最高用量である1,000 mg/kg 体重/日と判断いたしました。

39ページの安息香酸の推定摂取量に関するまとめを御覧ください。豚に由来する食品の喫食量及び安息香酸の残留量を過大に見積もった場合でも、安息香酸を飼料添加物として摂取した豚に由来する食品からの安息香酸の摂取量は、JECFAの設定したADIと比較して大きなばく露幅があると考えられました。また、ほかの食品に由来する安息香酸を多く摂取していると仮定し、さらに安息香酸を飼料添加物として摂取した豚に由来する食品を多量に摂取した場合でも、その影響はわずかであると考えられました。

41ページのJECFAにおける食品添加物としての評価を御覧ください。2022年のJECFAの評価においては、ラットを用いた拡張一世代生殖毒性試験におけるNOAELを1,000 mg/kg 体重/日とし、安息香酸とその塩のグループADIは0~5 mg/kg 体重/日から、0~20 mg/kg 体重/日に変更されました。

45ページから食品健康影響評価をまとめております。46ページの中段からになりますけれども、各種毒性試験のうち、食品健康影響評価におけるPODとして採用可能なNOAELについて、より新しい科学的知見として得られたラットを用いた拡張一世代生殖毒性試験におけるNOAEL、1,000 mg/kg 体重/日を採用することが適当と判断しました。安息香酸は食

品中に天然に含まれており、また、食品添加物として長年使用されてきた実績から十分な食経験があります。豚に由来する食品の喫食量及び安息香酸の残留量を過大に見積もった場合でも、安息香酸を飼料添加物として摂取した豚に由来する食品からの安息香酸の摂取量は、変更後のJECFAの設定したADIと比較しても大きなばく露幅があると考えられました。

また、ほかの食品に由来する安息香酸を多く摂取していると仮定し、さらに安息香酸を飼料添加物として摂取した豚に由来する食肉を多量に摂取した場合でも、その影響はわずかであると考えられました。

したがって、これまでの結論に変更はなく、安息香酸は飼料添加物としての評価においてはADIを考慮する必要は特段なく、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えたとまとめられました。

以上のことから、安息香酸を有効成分とする飼料添加物の評価要請に伴い、新たに追記した内容がございますが、既存の評価結果に影響を及ぼすものではないことから、意見・情報の募集は行わずに、本評価結果をリスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち安息香酸は飼料添加物としての評価においてはADIを考慮する必要は特段なく、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えたということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、飼料添加物「安息香酸を有効成分とする飼料添加物」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料2-4に基づきまして、既存の評価書から追記、修正した箇所を中心に説明いたします。

右下のページでいきますと4ページ、審議の経緯を御覧ください。安息香酸を有効成分とする飼料添加物は、2021年6月に食品健康影響評価の結果を通知しており、今般、農林水

産大臣より対象動物を全ての豚に拡大することについて飼料添加物を含む基準の改正に係る評価要請に伴い、安全性試験の成績が提出されました。第202回及び第206回肥料・飼料等専門調査会において審議を行い、評価書を第2版として取りまとめたため、本日御報告いたします。

7ページの評価対象飼料添加物の概要を御覧ください。有効成分は安息香酸です。発育促進等を目的として豚の飼料に添加して使用されます。

13ページの豚に対する安全性に関する知見を御覧ください。今般、母豚を用いた耐容性試験が新たに提出されたことから、次のページに記載している表4の試験番号5に結果を示しております。新たな試験結果を踏まえましても、推奨最大添加量の3倍量の投与であっても発育成績及び健康状態に悪影響はなかったという既存の評価に影響はなく、豚に対する耐容性は良好であり、推奨用量による使用において安全性に問題はないと考えました。

17ページに食品健康影響評価をまとめております。今回新たな科学的知見として対象動物における安全性試験の結果を追記しましたが、これまでの結論に変更はなく、安息香酸が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたとまとめられました。

以上のことから、新たに追記した内容はございますが、既存の評価結果に影響を及ぼすものではないことから、意見・情報の募集は行わずに、本評価結果をリスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち安息香酸が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

### (3) 令和7年度食品安全モニターの依頼について (報告)

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和7年度食品安全モニターの依頼について」です。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○浜谷情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして御報告いたします。

昨年11月12日に開催された第961回食品安全委員会において、令和7年度食品安全モニターの募集を行うことについてお知らせをいたしました。本日はその結果について御報告いたします。

1 ページ目を御覧ください。昨年12月2日から本年1月24日までの期間、募集を行いまして、募集人数130名程度に対しまして応募総数187名の方から御応募いただきました。新規に御応募いただいた方の中から応募資格の有無などを考慮いたしまして、新規に食品安全モニターを依頼する方135名、それから、令和6年度から継続する意思を示していただいた方328名、合わせて463名の食品安全モニターの方を選定しています。

2 ページ目を御覧ください。参考として、来年度のモニターの方の属性について記載をしています。上の表になりますが、約半数の方が食品関連企業、主に食品メーカー、食品・物流関係、その他生協等の団体職員、医療関係者、大学、専門学校等の教育職の方々、行政機関に勤務されている管理栄養士、薬剤師の方ですとか、大学院生、学生の方も一部いらっしゃいます。そういった多方面の方々から構成されるモニターの皆様から、来年度以降、貴重な御意見をいただけることを期待しているところでございます。

正式な依頼につきましては、令和7年4月1日付で行う予定です。

以上、御報告でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について御質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、事務局は令和7年度食品安全モニターの依頼手続を進めてください。また、モニターの皆様には、活発な活動を期待しております。

#### (4) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、3月25火曜日14時から開催を予定しております。

また、来週、24日月曜日10時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が、14時から「動物用医薬品専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第976回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。